

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

小学校 1 校を設置するため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成31年 2 月 8 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

記

1 改正理由・内容

児童数の増加により過大規模校となる見込みである名古屋市立志段味東小学校の通学区域を分離し、名古屋市立上志段味小学校を設置します。

2 施行期日

平成33年 4 月 1 日から施行します。

3 施設概要

(1) 敷地面積

約13,500平方メートル

(2) 建物規模

地上 3 階建、延床面積約 7,500 平方メートル

普通教室23室、特別教室 6 室、管理諸室、コンピューター室、体育館兼講堂、プール等

4 条例案

別紙のとおり

(案)

平成31年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立志段味東小学校	名古屋市守山区大字上志段味字道光 323 番地の 2	」	を
「	名古屋市立志段味東小学校	名古屋市守山区大字上志段味字道光 323 番地の 2	」	に
	名古屋市立上志段味小学校	名古屋市守山区大字上志段味字大塚 1220番地の 2	」	

改める。

附 則

この条例は、平成33年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校 1 校を設置する必要があるによる。